

# ごみの 野外焼却は 禁止されています



ごみの野外焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。産業廃棄物だけでなく、家庭から出る生ごみなどの一般廃棄物も焼却することはできません。

ごみの野外焼却は、煙や悪臭で窓が開けられない、洗濯物やふとんへ灰や悪臭が付く、火災の心配など、日常生活をする上で、近隣のかたがたに迷惑をかける行為です。みなさんが快適で暮らしやすい環境を維持していくために、ごみは燃やさずに正しく処理を行いましょう。

環境課環境保全係 ☎(25) 1147

## 禁止されているごみの 野外焼却とは？

- 漁具などの海岸などでの焼却
- 地面で直接、または穴を掘って行う焼却
- ドラム缶やブロックを積んで行う焼却
- 構造基準を満たさない焼却炉を使用して行う焼却
- 漁具や農機具、生ごみや紙くずの焼却はできません。
- プラスチック類は一切焼却できません。



漁具などの燃えカス



漁具などを焼却した痕跡

ただし、次のように例外的に認められている焼却もあります。

- しめ縄焼きなどの伝統的な行事にともなう焼却
- 伐採した枝葉や刈草によるたき火など、日常生活上で軽微なものなど

しかし、むやみに焼却してよいというものではありません。煙や悪臭などで近隣に迷惑をかけることは同じですので、付近のかたがたへの十分な配慮をお願いします。

また、家庭から出たごみは少量でも焼却せずに、分別してごみ集積所に出していただくか、やまだエコセンター（志摩市磯部町山田800番地）へ持ち込んでください。

※漁具や農機具など事業活動上発生した廃棄物は産業廃棄物となりますので、事業者の責任で適正な処理をお願いします。



## ごみの野外焼却が 禁止される理由

ごみの野外焼却は、300℃

程度の低い温度で焼却されることから、燃やすものによっては毒性の非常に強いダイオキシンの発生原因になります。ダイオキシンの毒性は、青酸カリやサリンよりも強くとされており、800℃以上の焼却では発生しないとされ、300～500℃の燃焼により発生します。まさに野外焼却の温度です。

また、住宅地付近で野焼きを行うと、煙が家の中に入りたり洗濯物に煙が付いたり、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすことから法律で禁止されています。



## 厳しい罰則

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金という厳しい罰則も設けられています。市としても、悪質な野外焼却は警察などと協力して厳正に対処していきます。